

グリーンヒルズいさはや西部台(東1地区)建築協定に準ずる建築ガイドラインに関する届出

令和 年 月 日

届出者

住所

氏名

印

届出の場所 諫早市大さこ町5-1

届出の内容 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 ←該当番号に○をつけてください。

着工予定日 令和 年 月 日

完了予定日 令和 年 月 日

添付図面等 ☐配置図 ☐建物立面図(着色) ☐外構図 ☐外構立面図(着色)

☐広告物(着色) ☐その他()

番号	建築協定の基準事項		チェック	届出
1	駐車場及び駐車場の出入口	歩道に面して駐車場出入口を設けてはならない。 ただし、宅地の構造上やむを得ない場合はこの限りではない。	適・不適	
2	バイク、自転車置場	バイク、自転車置場等は、占有敷地内で確保するものとする。	適・不適	
3	外灯(防犯灯)の位置	玄関の門柱付近には、防犯灯を1箇所以上、道路に近接した場所に設置しなければならない。	適・不適	
4	かき又は柵の構造	道路に面するかき又は柵で、敷地地盤面より高さ70センチメートルを超える部分にコンクリートブロック等を設置する場合は、敷地地盤面より高さ2.0メートル以下かつ道路面の見付面積となる部分の開口率が50%以上の透視可能な構造とする。	適・不適	
5	門及び門の付帯物の位置	建物玄関への出入口に設置する門及び門の付帯物は、道路境界から0.5m以上後退させなければならない。	適・不適	
6	門及び門の付帯物の大きさ	門及び門の付帯物は、道路に面する部分の長さの合計を6.0m以内とする。	適・不適	
7	工作物等	敷地境界線法面上にスラブ、バルコニー、出窓等の持ち出し等の使用を禁止する。 ただし、植物の枝葉部分についてはこの限りではない。	適・不適	
8	TV、アマチュア無線等のアンテナ類	テレビ及びアマチュア無線等のアンテナを屋外に設置してはならない。	適・不適	
9	自動販売機、広告物等	広告物等は自己の用に供するもので、高さ4.0m以下で建物を利用したものとし、かつ、表示面積が5.0㎡以下とする。	適・不適	
		独立して建てる看板、広告物等は自己の用に供するもので、高さ1.8m以下とし、道路境界より0.5m以上後退させることとし、かつ、表示面積の合計が1.0㎡以下とする。	適・不適	
		自動販売機等は道路境界より0.5m以上後退させなければならない。	適・不適	
		ただし、公共施設その他これらに類する公益上必要なものはこの限りではない。		
10	敷地内の配線、配管	敷地内における電気、電話、ケーブルテレビ等の各配管は地下埋設とする。	適・不適	
11	建築物等の意匠の制限	建築物等の屋根及び外壁の色は、原色(高彩度の純色に近い色)を避けた落ち着いた色のある色ものとする。	適・不適	
12	その他(維持管理等)	土地の所有者等は近隣と協調関係を保持し(管理組合の設置等)建築物及びその付帯物の手入れに十分注意を払うこととする。		

令和 年 月 日

上記の届出事項は建築協定の定める事項に

・適合しています。

・適合していません。

長崎県住宅供給公社

技術部長

其田 智洋